県　章

# 沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

## 目　　次

**規　則**
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（県民生活課）　…… 1
○歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（医務・国保課）　…… 2
○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（医務・国保課）　…… 2
**告　示**
○結核健康診断予防接種事業補助金交付規程の一部を改正する告示（健康増進課）　…… 3
○家畜の予防検査の実施（畜産課）　…… 6
○家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課）　…… 7
○土地改良区の解散（村づくり計画課）　…… 8
○民有保安林の指定の解除（森林緑地課）　…… 8
○漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）　…… 9
○海岸保全区域の指定（漁港漁場課）　…… 9
○道路の区域の変更（道路管理課）　…… 9
○県道の供用の開始（道路管理課）　…… 10
○臨港地区の決定・17件（港湾課）　…… 10
○都市公園の供用の開始（都市計画・モノレール課）　…… 13
**訓　令**
○告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課）　…… 13
○衛生検査所精度管理専門委員設置規程の一部を改正する訓令（医務・国保課）　…… 14
○沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令（用地課）　…… 14
**病院事業局事項**
○沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程　…… 19
**公安委員会事項**
○遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則による遊技機の型式検定　…… 19
**海区漁業調整委員会事項**
○漁業法に基づく指示事項　…… 20

## 規　　則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月25日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

**沖縄県規則第11号**

**災害救助法施行細則の一部を改正する規則**

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第１応急仮設住宅の供与の項中「による期限内（最高２年）」を「又は第４項に規定する期限まで」に改める。

別表第２政令第10条第１号から第４号までに掲げる者の項中

「

| | |
|---|---|
| ア　医師及び歯科医師 | １人１日当たり　17,400円以内 |

| | |
|---|---|
| イ　薬剤師　１人１日当たり　11,900円以内<br>ウ　保健師、助産師及び看護師　１人１日当たり　11,400円以内<br>エ　土木技術者及び建築技術者　１人１日当たり　17,200円以内<br>オ　大工、左官及びとび職　１人１日当たり　20,700円以内 | を<br>」 |

「

| | |
|---|---|
| ア　医師及び歯科医師　１人１日当たり　24,000円以内<br>イ　薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士　１人１日当たり　16,700円以内<br>ウ　保健師、助産師、看護師及び准看護師　１人１日当たり　19,800円以内<br>エ　救急救命士　１人１日当たり　15,900円以内<br>オ　土木技術者及び建築技術者　１人１日当たり　16,800円以内<br>カ　大工　１人１日当たり　17,500円以内<br>キ　左官　１人１日当たり　16,200円以内<br>ク　とび職　１人１日当たり　18,700円以内 | に、<br>」 |

「アからオまで」を「アからクまで」に改める。

**附　則**

（施行期日）

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、施行の日以後に救助に係る費用が確定したものについて適用し、同日前に救助に係る費用が確定したものについては、なお従前の例による。

---

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月25日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

**沖縄県規則第12号**

**歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則**

歯科技工士法施行細則（昭和47年沖縄県規則第166号）の一部を次のように改正する。

第５条各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に」に改め、同条各号を次のように改める。

⑴　構造設備の変更の場合　平面図

⑵　管理者の変更の場合　免許証の写し及び履歴書

第２号様式中「歯科技工法施行令」を「歯科技工士法施行令」に改める。

第３号様式から第７号様式までの規定中「歯科技工法」を「歯科技工士法」に改める。

第８号様式中「歯科技工法施行規則」を「歯科技工士法施行規則」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月25日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

**沖縄県規則第13号**

**臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則（昭和47年沖縄県規則第168号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**臨床検査技師等に関する法律施行細則**

第１条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を「臨床検査技師等に関する法律施行令」に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改める。

第３条各号列記以外の部分中「政令第15条」を「法第20条の３第３項第１号に掲げる事項又は衛生検査所の名称、構造設備若しくは管理組織を変更したときにおける法第20条の４第３項」に、「次に」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に」に改め、同条各号を次のように改める。

⑴　構造設備の変更の場合　平面図

⑵　管理者の変更の場合　免許証の写し及び履歴書

第４条中「規則により」を「規則の規定により、知事を経由して」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改める。

第１号様式中「登録衛生検査所証明書」を「衛生検査所登録証明書」に、「登録衛生検査所の名称」を「登録衛生検査所の名称
検査業務の内容　　」に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

第２号様式中「衛生検査所登録申請事項一部変更届」を「衛生検査所登録申請事項変更届」に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第15条」を「臨床検査技師等に関する法律第20条の４第３項」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

## 告　　示

沖縄県告示第208号

結核健康診断予防接種事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年３月25日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

**結核健康診断予防接種事業補助金交付規程の一部を改正する告示**

結核健康診断予防接種事業補助金交付規程（昭和47年沖縄県告示第47号）の一部を次のように改正する。

第１条中「結核予防法（昭和26年法律第96号」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号」に、「第56条」を「第60条第１項」に改める。

第３条各号列記以外の部分中「に掲げる書類を添えて、」を「を」に改め、同条各号を削る。

第４条第１項中「あつた」を「あった」に改める。

第５条各号列記以外の部分中「なつた」を「なった」に、「次に掲げる書類」を「第１号様式別紙１から同様式別紙５まで」に改め、同条各号を削る。

第６条中「なつた」を「なった」に改める。

第７条各号列記以外の部分中「に次に掲げる書類を添えて、」を「を」に改め、同条各号を削る。

第９条第３項及び第10条第２項中「あつた」を「あった」に改める。

第12条中「市町村等の」を「、当該書類を提出する者の住所地又は」に改める。

第１号様式中「２　事業の目的」を

「２　事業の目的

３　結核健康診断予防接種事業補助金所要額調書（別紙１）

４　結核健康診断予防接種事業計画及び所要額内訳書（別紙２）

５　結核健康診断予防接種事業所要額明細書（備品購入費）（別紙３）　に改め、同様式別紙１中「**別紙**

６　結核健康診断予防接種事業支出計画書（別紙４）

７　歳入歳出予算書（抄本）（別紙５）　　」

**１**（第３条、第５条関係）」を「**別紙１**」に改め、同様式別紙２を次のように改める。

**別紙２**

結核健康診断予防接種事業計画及び所要額内訳書

| 区　分 | | | | 受診人員(又は世帯) | 算定基準額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 健康診断 | 間接撮影 | 保健所で実施分 | レンズカメラ | | |
| | | | ミラーカメラ | | |
| | | 医療機関で実施分 | レンズカメラ | | |
| | | | ミラーカメラ | | |
| | 精密検査 | 保健所で実施分 | 通常検査 | | |
| | | | 直撮省略 | | |
| | | 医療機関で実施分 | 通常検査 | | |
| | | | 直撮のみ | | |
| | | | 直撮省略 | | |
| | 事後措置 | 保健所で実施分 | 通常検査 | | |
| | | | 直撮省略 | | |
| | | 医療機関で実施分 | 通常検査 | | |
| | | | 直撮のみ | | |
| | | | 直撮省略 | | |
| 合　計 | | | | | |

注　「算定基準額」の欄には、各区分の受診人員又は世帯の数に交付基準単価を乗じて得た額を記入すること。

第１号様式別紙３中「**別紙３**（第３条関係、第５条関係）」を「**別紙３**」に改め、同様式別紙４中「**別紙４**（第３条関係、第５条関係）」を「**別紙４**」に改め、同様式別紙５中「**別紙５**（第３条関係、第５条関係）」を「**別紙５**」に改める。

第２号様式中「あつた」を「あった」に改める。

第３号様式中「沖縄県指令環第　　号」を「沖縄県指令福第　　号」に、「あつた」を「あった」に改める。

第４号様式中「結核健康診断予防接種事業補助金精算額　金　　円」を

「１　結核健康診断予防接種事業補助金精算額　金　　円
２　結核健康診断予防接種事業補助金精算書（別紙１）
３　結核健康診断予防接種事業補助金精算内訳書（別紙２）
４　結核健康診断実施連絡費内訳書（別紙３）
５　結核健康診断検診台帳整備内訳書（別紙４）
６　結核健康診断予防接種事業精算明細書（備品購入費）（別紙５）
７　結核健康診断予防接種事業実施成績表（別紙６）
８　歳入歳出決算（見込）書抄本（別紙７）　　」

に改め、同様式別紙６中「**別紙６**（第７条関係）」を「**別紙６**」に改め、同様式中別紙６を別紙１とし、同様式別紙７を次のように改め、同様式中別紙７を別紙２とする。

**別紙７**

結核健康診断予防接種事業補助金精算内訳

| 区 | 個所 | 対象 | 受診 | 受診 | 健康診断 | | | 合計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

| 分 | | 数 | 人員 | 人員 | 率 | 間接 | | | 撮影 | | | 精密検査 | | | | | 事後措置 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 保健所で実施分 | | | 医療機関で実施分 | | | 保健所で実施分 | | 医療機関で実施分 | | | 保健所で実施分 | | 医療機関で実施分 | | | | |
| | | | | | | レンズカメラ（人） | 70㎜ミラーカメラ | 100㎜ミラーカメラ | レンズカメラ（人） | 70㎜ミラーカメラ | 100㎜ミラーカメラ | 通常検査（人） | 直撮省略（人） | 通常検査（人） | 直撮のみ（人） | 直撮省略（人） | 通常検査（人） | 直撮省略（人） | 通常検査（人） | 直撮のみ（人） | 直撮省略（人） | | |
| 定期健康診断予防接種 | 高校生以上の学生生徒 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計（人員） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 支出済額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 基準額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第４号様式別紙８中「**別紙８**（第７条関係）」を「**別紙８**」に改め、同様式中別紙８を別紙３とし、同様式別紙９中「**別紙９**（第７条関係）」を「**別紙９**」に改め、同様式中別紙９を別紙４とし、同様式別紙10中「**別紙10**（第７条関係）」を「**別紙10**」に改め、同様式中別紙10を別紙５とし、同様式別紙11を次のように改め、同様式中別紙11を別紙６とする。

**別紙11**

年度結核健康診断予防接種事業実施成績表

| 区分／実施対象 | 該当人員 | 実施人員 | 実施成績 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 間接撮影実施人員 | 精密検査及び事後措置 | | | | | | | かくたん検査実施人員 |
| | | | | 精密検査該当人員 | 精密検査実施人員 | 左の内訳 | | | | 事後措置実施人員 | |
| | | | | | | 結核発見患者数 | | 発病のおそれのある者と診断された者 | 異常なし | | |
| | | | | | | 新発見 | 既発見 | | | | |
| 高校生以上の学生生徒 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 施設 | | | | | | | | | | | |
| 事業所 | | | | | | | | | | | |
| 計（人員） | | | | | | | | | | | |
| 支出済額 | | | | | | | | | | | |

| 基準額 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

第４号様式別紙12中「**別紙12**（第７条関係）」を「**別紙12**」に改め、同様式中別紙12を別紙７とする。

第５号様式中「沖縄県達環第　　号」を「沖縄県達福第　　号」に、「もつて」を「もって」に改める。

第６号様式中「沖縄県指令環第　　号」を「沖縄県指令福第　　号」に、「あつた」を「あった」に改める。

**附　則**

（施行期日）

１　この告示は、平成20年３月25日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の結核健康診断予防接種事業補助金交付規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により交付された補助金については、改正後の結核健康診断予防接種事業補助金交付規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により交付された補助金とみなして、改正後の規程の規定を適用する。

３　この告示の施行の際、改正前の規程の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

---

**沖縄県告示第209号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第５条第１項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成20年３月25日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　実施の目的　監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため

２　実施する区域　県一円

３　対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

| 疾　病　名 | 家畜の種類 | 家　畜　の　範　囲 |
|---|---|---|
| 牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症 | 牛 | 主として未越夏牛 |
| 口蹄疫 | 牛、めん羊、山羊、豚 | すべての牛、めん羊、山羊、豚 |
| ブルセラ病 | 牛、豚 | 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛<br>種付けの用に供する雄牛及び豚 |
| 結核病 | 牛、山羊 | 搾乳の用に供する雌牛及び山羊並びにこれらと牛と同一施設内で飼育している牛及び山羊<br>種付けの用に供する雄牛 |
| ヨーネ病 | 牛 | 搾乳の用に供する雌牛及びこれらと牛と同一施設内で飼育している牛（乾乳牛を含む。）<br>前年度及び前々年度の県外導入牛 |
| 伝達性海綿状脳症 | 牛、めん羊、山羊 | 24ヶ月齢以上の死亡牛又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛<br>12ヶ月齢以上の死亡しためん山羊若しくは所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん山羊 |
| ピロプラズマ病 | 牛 | 主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛 |
| アナプラズマ病 | 牛 | 主として八重山地域の高齢牛 |
| 馬伝染性貧血 | 馬 | すべての馬 |

| | | |
|---|---|---|
| 豚コレラ | 豚 | 主として子豚及び繁殖豚 |
| オーエスキー病 | 豚、いのしし | 主として導入豚及び繁殖豚 |
| ニューカッスル病 | 鶏 | 主として種鶏及び採卵鶏 |
| 高病原性鳥インフルエンザ | 鶏、あひる、うずら | 主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる及びうずら |
| 家きんサルモネラ感染症、鶏マイコプラズマ病 | 鶏 | 種鶏及び種鶏候補群 |
| 腐蛆病 | みつばち | みつばち |

４　期日及び場所

⑴　期日　平成20年４月１日から平成21年３月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

⑵　場所　家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

５　検査の方法　家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

| 疾　病　名 | 方　　法 |
|---|---|
| 牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症 | 中和試験法 |
| 口蹄疫 | 臨床検査 |
| ブルセラ病 | 急速凝集反応法、試験管凝集反応法及び補体結合反応法 |
| 結核病 | 皮内注射法及び皮下注射法 |
| ヨーネ病 | エライザ法、細菌検査法及び皮内注射法 |
| 伝達性海綿状脳症 | エライザ法、ウエスタンブロット法、免疫組織学的検査、疫学的検査及び臨床検査 |
| ピロプラズマ病 | 血液検査 |
| 馬伝染性貧血 | 寒天ゲル内沈降反応検査 |
| 豚コレラ | 中和試験法及びエライザ法 |
| オーエスキー病 | エライザ法、中和試験法、ラテックス凝集反応法及び臨床検査 |
| ニューカッスル病 | ＨＩ凝集反応法 |
| 高病原性鳥インフルエンザ | 血清抗体検査、ウイルス分離検査 |
| 家きんサルモネラ感染症、鶏マイコプラズマ病 | 急速凝集反応法 |
| 腐蛆病 | 臨床検査及び細菌検査 |

---

沖縄県告示第210号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第６条第１項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命ずる。

平成20年３月25日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　実施の目的　監視伝染病の発生を予防するため
2　実施する区域　県一円
3　対象となる家畜の種類及び範囲

| 疾　病　名 | 家畜の種類 | 注射又は薬浴の別 | 家　畜　の　範　囲 |
|---|---|---|---|
| 牛流行熱、イバラキ病 | 牛 | 注射 | 主として搾乳の用に供する雌牛 |
| アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症 | 牛 | 注射 | 主として未経産牛 |
| アナプラズマ病 | 牛 | 薬浴 | 八重山地域の放牧牛 |
| 豚丹毒 | 豚 | 注射 | 主として子豚及び繁殖豚 |
| 流行性脳炎 | 豚 | 注射 | 未越夏の繁殖豚 |
| ニューカッスル病 | 鶏 | 注射 | 主として種鶏及び採卵鶏 |

4　期日及び場所
⑴　期日　平成20年４月１日から平成21年３月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日
⑵　場所　家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所
5　注射及び薬浴の方法　家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

| 疾　病　名 | 注射又は薬浴の別 | 方　　法 |
|---|---|---|
| 牛流行熱、イバラキ病 | 注射 | 牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液 |
| アカバネ病、チュウザン アイノウイルス感染症 | 注射 | 牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症）不活化予防液 |
| アナプラズマ病 | 薬浴 | プアオン法 |
| 豚丹毒 | 注射 | 豚丹毒（生）予防液 |
| 流行性脳炎 | 注射 | 流行性脳炎（生又は不活化）予防液 |
| ニューカッスル病 | 注射 | ニューカッスル病（不活化）予防液 |

---

**沖縄県告示第211号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第１項第１号の規定により、次のとおり土地改良区の解散を認可した。

平成20年３月25日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　土地改良区の名称　並里土地改良区
2　事務所の所在地　金武町字金武975番地の３
3　認可年月日　平成20年３月17日

---

**沖縄県告示第212号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成20年３月25日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　解除に係る保安林の所在場所　島尻郡南大東村字新東518番、534番１
2　保安林として指定された目的　潮害の防備
3　解除の理由　指定理由の消滅

---

沖縄県告示第213号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成20年３月25日から同年４月８日まで浦添宜野湾漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成20年３月25日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　発起人の住所及び氏名　浦添市字牧港491番地　銘苅全吉、浦添市仲間二丁目25番１号　中村武一
2　加入区　浦添加入区
3　漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第１項の申出をする漁業協同組合の名称　浦添宜野湾漁業協同組合

---

沖縄県告示第214号

海岸法（昭和31年法律第101号）第３条第１項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県農林水産部漁港漁場課及び沖縄県北部農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。

平成20年３月25日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

| 海岸の名称 | | | 指定区域 |
|---|---|---|---|
| 沿岸名 | 海岸名 | 地区海岸名 | |
| 琉球諸島沿岸 | 屋我地漁港海岸 | 屋我地地区海岸 | 基点１から基点３までの各点を順次直線で結んだ線、補助点１と補助点２とを直線で結んだ線、基点１と補助点１とを直線で結んだ線及び基点３と補助点２とを直線で結んだ線によって囲まれた区域（保安林区域を除く。）<br>基点１　三等三角点（敢８）運天（北緯26度41分05秒9538、東経128度00分16秒8826）から127度53分33秒2,021.56メートルの地点<br>基点２　基点１から173度00分43秒325.63メートルの地点<br>基点３　基点２から150度58分45秒660.11メートルの地点<br>補助点１　基点１から86度50分14秒559.39メートルの地点<br>補助点２　基点３から57度19分40秒534.00メートルの地点 |

---

沖縄県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成20年３月25日から同年４月７日まで一般の縦覧に供する。

平成20年３月25日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１　道路の種類　県道
２　路線名　真地久茂地線
３　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 旧 | 那覇市松尾１丁目１番から<br>那覇市松尾１丁目266番６まで | 9.0m ～ 31.0m | 480.4m |
| | 那覇市松尾１丁目１番から<br>那覇市松尾２丁目23番12まで | 13.0m ～ 31.0m | 462.1m |
| 新 | 那覇市松尾１丁目１番から<br>那覇市松尾１丁目266番６まで | 9.0m ～ 32.0m | 480.4m |
| | 那覇市松尾１丁目１番から<br>那覇市松尾２丁目23番12まで | 13.0m ～ 33.0m | 462.1m |

---

沖縄県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成20年３月25日から同年４月７日まで一般の縦覧に供する。

平成20年３月25日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　路線名　県道真地久茂地線
２　供用開始の区間　那覇市松尾１丁目１番から那覇市松尾２丁目23番12まで
３　供用開始の期日　平成20年３月28日

---

沖縄県告示第217号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

奥港港湾管理者　沖縄県
代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　臨港地区の区域　国頭村字奥辺野原の一部及び同地内無地番地
２　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県北部土木事務所

---

沖縄県告示第218号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

伊江港港湾管理者　沖縄県
代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　臨港地区の区域　伊江村字川平グシ原の一部及び同村字川平下原の一部
２　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県北部土木事務所

---

沖縄県告示第219号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

野甫港港湾管理者　沖縄県

代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　伊平屋村字野甫コシノ川原の一部及び同地内無地番地
2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県北部土木事務所

---

沖縄県告示第220号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

仲田港港湾管理者　沖縄県
代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　伊是名村字仲田上仲田の一部及び同村字仲田具志川田の一部
2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県北部土木事務所

---

沖縄県告示第221号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

内花港港湾管理者　沖縄県
代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　伊是名村字内花屋佐の一部
2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県北部土木事務所

---

沖縄県告示第222号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

運天港港湾管理者　沖縄県
代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　今帰仁村字上運天親川原の一部及び同村字上運天大川原の一部
2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県北部土木事務所

---

沖縄県告示第223号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

運天港港湾管理者　沖縄県
代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　今帰仁村字湧川大福原の一部及び同地先公有水面埋立地
2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県北部土木事務所

---

沖縄県告示第224号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

古宇利港港湾管理者　沖縄県
代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　今帰仁村字古宇利古宇利原の一部
2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県北部土木事務所

沖縄県告示第225号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

金武湾港港湾管理者　沖縄県

代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　金武町字伊芸川田原の一部及び同地先公有水面埋立地

2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県北部土木事務所

---

沖縄県告示第226号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

兼城港港湾管理者　沖縄県

代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　久米島町字兼城金城の一部及び同地先公有水面埋立地並びに同町字大田小港の一部及び同地先公有水面埋立地

2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所

---

沖縄県告示第227号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

兼城港港湾管理者　沖縄県

代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　久米島町字嘉手苅和田の一部及び同地先公有水面埋立地

2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所

---

沖縄県告示第228号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

兼城港港湾管理者　沖縄県

代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　久米島町字儀間村屋敷の地先公有水面埋立地

2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所

---

沖縄県告示第229号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

慶留間港港湾管理者　沖縄県

代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　座間味村字慶留間兼久の一部及び同地先公有水面埋立地

2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所

---

沖縄県告示第230号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

安護の浦港港湾管理者　沖縄県
代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　座間味村字阿佐の一部及び同地先公有水面埋立地
2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所

---

沖縄県告示第231号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

渡嘉敷港港湾管理者　沖縄県
代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　渡嘉敷村字渡嘉敷泊兼久原の一部及び同地先公有水面埋立地並びに同村字渡嘉敷イシッピ原の一部及び同地先公有水面埋立地
2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所

---

沖縄県告示第232号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

南大東港港湾管理者　沖縄県
代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　南大東村字池之沢の一部及び同地先無地番地
2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所

---

沖縄県告示第233号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第１項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成20年３月25日

南大東港港湾管理者　沖縄県
代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　臨港地区の区域　南大東村字南の一部
2　臨港地区の区域の縦覧場所　沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所

---

沖縄県告示第234号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第２条の２の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成20年３月25日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　名称　奥武山公園
2　位置　那覇市奥武山町
3　区域　次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課において縦覧に供する。）
4．供用開始の期日　平成20年３月25日

## 訓　　令

沖縄県訓令第12号

知　事　部　局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年３月25日

沖縄県知事　仲井眞　弘多

**告示・公告定型の一部を改正する訓令**

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「定型土河16　河川保全区域の指定の廃止」を「定型土河16　河川保全区域の指定の廃止
定型土河17　浸水想定区域の指定等　」に改める。

第９章第６節に次の１定型を加える。

**定型土河17**　浸水想定区域の指定等

**行為の根拠**　水防法第14条第１項

**公告の根拠**　水防法第14条第３項及び水防法施行規則第２条

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第１項の規定により、＿＿＿＿水系＿＿川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として平成＿年＿月＿日に指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県＿＿土木事務所において縦覧に供する。

平成　年　月　日

沖縄県知事　氏　＿　＿　＿　名

**附　則**

この訓令は、平成20年３月25日から施行する。

---

沖縄県訓令第13号

福　祉　保　健　部

衛生検査所精度管理専門委員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年３月25日

沖縄県知事　仲井眞　弘多

**衛生検査所精度管理専門委員設置規程の一部を改正する訓令**

衛生検査所精度管理専門委員設置規程（昭和62年沖縄県訓令第９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

第２条中「福祉保健部医務福祉課」を「福祉保健部医務・国保課」に改める。

第８条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「あつて」を「あって」に改め、同条第１号中「怠つた」を「怠った」に改め、同条第３号中「なつた」を「なった」に改める。

第９条中「の施行」を「に定めるもののほか、精度管理専門委員」に改める。

**附　則**

この訓令は、平成20年３月25日から施行する。

---

沖縄県訓令第14号

知　事　部　局

沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年３月25日

沖縄県知事　仲井眞　弘多

**沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令**

沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和50年沖縄県訓令第９号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

知　事　部　局

目次中「第28条」を「第29条」に、「第29条―第38条」を「第30条―第40条」に、「第39条―第43条」を「第41条―第46条」に、「第44条―第46条」を「第47条―第49条」に、「第47条―第50条」を「第50条―第53条」に、「第51条―第53条」を「第54条―第56条」に、「第54条・第55条」を「第57条―第59条」に、「第56条―第60条」を「第60条―第65条」に、「第61条―第63条」を「第66条―第68条」に、「第64条」を「第69条」に改める。

第１条中「もつて」を「もって」に改める。

第２条第１項から第３項までの規定中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第４項中「掲げる」を「規定する」に、「なつて」を「なって」に改める。

第３条中「よつて」を「よって」に改める。

第６条第１項中「もつて」を「もって」に改める。

第７条中「基準」を「訓令」に改める。

第８条第１項中「もつて」を「もって」に改め、同条第２項中「移転すべき」を削り、同条第３項中「よつて」を「よって」に改める。

第９条第１項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に、「考慮」を「考量」に改め、同項第１号中「位置、形状」を「形状」に、「公共施設、商業施設等の状態、供給処理施設等の状態、土地の利用に関する規制、制約」を「交通施設、公共的施設、商業施設等との接近の程度、供給処理施設等の整備の状態、土地の利用に関する公法上の規制の程度」に改め、同条第３項中「支払つた」を「支払った」に改め、同条第４項中「従つて」を「従って」に改める。

第10条の見出し中「地価公示区域」を「地価の公示区域」に改め、同条中「都市計画区域」を「公示区域」に、「としなければならない」を「とする」に改める。

第11条の見出し中「なつて」を「なって」に改め、同条中「なつて」を「なって」に、「もつて」を「もって」に改める。

第12条第１項中「もつて」を「もって」に改める。

第13条第１項中「なつて」を「なって」に、「考慮」を「考量」に改める。

第14条及び第17条中「もつて」を「もって」に改める。

第18条各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第１号中「あつて」を「あって」に改め、同条第２号中「あつて」を「あって」に、「第40条第１項第２号ア」を「第42条第１項第２号ア」に改め、同条第３号中「あつて」を「あって」に改め、同条第４号中「あつて」を「あって」に、「第41条第１項第２号ア」を「第43条第１項第２号ア」に改め、同条第５号中「第41条第１項第３号」を「第43条第１項第３号」に改め、同条第６号中「第42条第２項第１号」を「第44条第２項第１号」に改め、同条に次の２項を加える。

２　事業に必要な場合のほか、次に定める場合においては取得又は使用する土地に存する立木を取得することができるものとする。

⑴　土砂の流出、崩壊等を防止するため、土地を事業の用に供するまでの間、立木を残存させることが適当であると認められる場合

⑵　土地が事業の用に供されるまでに相当な期間があるため、立木を移転することにより当該土地の維持管理に相当の費用が必要となると見込まれる場合

⑶　用材林又は薪炭林の立木（天然生林を除く。）であって、当該立木に通常必要とされる管理が適正に行われていないと認められる場合

３　前項第３号に定める場合に該当するときは、第１項第１号から第５号までに掲げる額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもって補償するものとする。

第20条第１項中「掲げる」を「規定する」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第２項中「考慮」を「考量」に改める。

第21条中「よつて」を「よって」に、「もつて」を「もって」に改める。

第22条第１項中「もつて」を「もって」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　近傍同種の鉱業権、租鉱権又は採石権の取引の事例がない場合においては、前項の規定にかかわらず、消滅させる鉱業権、租鉱権又は採石権に対しては、当該権利の態様及び収益性、当該権利の取得に関して

要した費用等を考慮して算定した額をもって補償するものとする。

第22条第３項を削る。

第23条第１項中「もつて」を「もって」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　近傍類地の温泉利用権の取引の事例がない場合においては、前項の規定にかかわらず、消滅させる温泉利用権が未利用の温泉利用権であって、将来利用される見込みがあり、かつ、その収益が不確定なものに対しては、その温泉利用権に関し投下された適正な費用を現価に換算した額をもって補償するものとする。

第24条中「もつて」を「もって」に改める。

第25条第１項中「もつて」を「もって」に改め、同条第３項中「支払つて」を「支払って」に、「考慮」を「考量」に改める。

第26条第１項中「もつて」を「もって」に改める。

第64条の見出しを削り、同条中「あつた」を「あった」に、「土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）」を「土地収用法第88条の２の細目等を定める政令（平成14年政令第248号）の規定」に、「もつて」を「もって」に改め、同条を第69条とする。

第63条中「（１年以内）」を削り、第５章中同条を第68条とする。

第62条を第67条とする。

第61条中「なつて」を「なって」に改め、同条を第66条とする。

第60条中「本節及び前６節」を「この章」に、「よつて」を「よって」に改め、第４章第７節中同条を第65条とする。

第59条第２項中「よつて」を「よって」に改め、同条を第63条とし、同条の次に次の１条を加える。

（造成費用の補償）

**第64条**　土地等の取得又は土地等の使用に伴い、急しゅんな地形等の制約、生業の状況等の事情を総合的に勘案して、周辺の類似する地域において斜面地等を宅地として造成することにより建物等の移転先を確保しなければ生活再建を図ることが著しく困難であると認められるときは、当該移転先の造成に要する費用の全部又は一部を補償するものとする。

第58条第１項中「よつて」を「よって」に改め、同条を第62条とする。

第57条を第61条とし、第56条を第60条とする。

第55条中「なつて」を「なって」に、「以下第61条」を「第66条」に、「残存する物件又は」を「、残存する物件又は」に改め、「切土」の次に「（次条第２項において「残地工事」という。）」を加え、第４章第６節中同条を第58条とし、同節中同条の次に次の１条を加える。

（残地の取得）

**第59条**　同一土地所有者に属する一団の土地の一部の取得に伴い当該土地所有者から残地の取得を請求された場合においては、次の各号のすべてに該当するときは、これを取得することができるものとする。

⑴　当該残地がその利用価値の著しい減少等のため従来利用していた目的に供することが著しく困難になると認められるとき。

⑵　当該残地を取得しないことが土地所有者の生活再建上支障となると認められるとき。

２　同一の土地所有者に属する一団の土地の一部の取得に伴い残地について残地工事をする必要が生ずる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該残地を取得することができるものとする。

⑴　前２条の規定により算定した補償額の合計額が当該残地を取得する場合の価額及びこれに伴い通常生ずる損失の補償額の合計額を超えるとき。

⑵　取得する土地に存する建物を残地に移転させるものとして算定した補償額が当該残地を取得する場合の価額及びこれに伴い通常生ずる損失の補償額の合計額を超えるとき。

３　前２項の規定は、残地が所有権以外の権利の目的となっている場合においては、原則として、適用がないものとする。

４　第１項又は第２項の規定により残地を取得する場合の当該残地の価格の算定については、第２章の規定による事業に必要な土地を取得する場合の価格の算定の例による。

第54条中「よつて」を「よって」に改め、同条を第57条とする。

第53条第１項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第２項中「第63条」を「第68条」に改め、第４章第５節中同条を第56条とする。

第52条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第55条とする。

第51条第１項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第２号中「（４年以内）」を削り、同条第２項中「第63条」を「第68条」に改め、同条を第54条とする。

第50条中「もつて」を「もって」に改め、第４章第４節中同条を第53条とする。

第49条第１項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第２項中「第63条」を「第68条」に改め、同条を第52条とする。

第48条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第51条とする。

第47条第１項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第２号中「（３年以内）」を削り、同条第２項中「第63条」を「第68条」に改め、同条を第50条とする。

第46条第１項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第２項中「第63条」を「第68条」に改め、第４章第３節中同条を第49条とする。

第45条第１項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第３号中「よつて」を「よって」に改め、同条を第48条とする。

第44条第１項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第４号中「（２年以内）」を削り、同条第２項中「第63条」を「第68条」に、「事業主に対する退職手当補償」を「事業主が従業員に対し退職手当を支給するときにおける当該手当相当額の補償（以下「退職手当補償」という。）」に改め、同条を第47条とする。

第43条第１項中「第39条」を「第41条の規定」に改め、第４章第２節中同条を第45条とし、同節中同条の次に次の１条を加える。

（庭木等の補償）

**第46条**　土地等の取得又は土地等の使用に係る土地に観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用があると認められる立木（以下「庭木等」という。）がある場合において、これを伐採することが相当であると認められるときは、当該庭木等の正常な取引価格と伐採除却に要する費用相当額との合計額から伐採により発生する材料の価格を控除した額を補償するものとする。

２　土地等の取得又は土地等の使用に伴い残地（同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を取得し、又は使用することによって生ずる残地をいい、同一の権利者に属する一体として同一目的に供している権利の一部を消滅させ、又は制限することによって生ずる残存する権利の目的となる土地及び同一の土地所有者に属する土石砂れきの一部を取得することによって生ずる当該土石砂れきの属する土地の残地を含む。）に庭木等が存することとなる場合において、建物等を移転することに伴い当該庭木等を移転することが相当であると認められるときは、当該庭木等を移転するのに要する費用を補償するものとする。

第42条を第44条とする。

第41条第１項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条に次の３項を加え、同条を第43条とする。

３　伐期未到達立木で市場価格のあるものが次の各号のいずれかに該当し、かつ、やむを得ないものであると認められるときは、第１項の規定にかかわらず、当該立木を取得することができるものとする。

⑴　人工林については、伐期における当該立木の幹及び枝条部の価格の前価格、現在から伐期までの純収益の前価合計額及び第１項第３号による額の合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額と第１項第２号アによる額との合計額を下回る場合

⑵　天然生林については、現在から伐期までの純収益の前価合計額と第１項第３号による額との合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額を下回る場合

４　前項の場合においては、第１項第２号ア又はイによる額と第１項第３号による額との合計額を補償するものとする。ただし、伐期における当該立木の幹及び枝条部の価格と第１項第３号による額との合計額から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

５　第３項の場合であって、かつ、第18条第２項第３号に定める場合に該当するときは、第１項第２号アによる額と第１項第３号による額との合計額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもって補償するものとする。ただし、当該立木の幹及び枝条部の現在価格と第１項第３号による額の合計額から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

第40条第１項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第２項中「よつて」を「よって」に、「もつて」を「もって」に改め、同条に次の３項を加え、同条を第42条とする。

３　伐期未到達立木で市場価格のあるものが次の各号のいずれかに該当し、かつ、やむを得ないものである

と認められるときは、第１項の規定にかかわらず、当該立木を取得することができるものとする。

⑴　人工林については、伐期における当該立木の価格の前価格と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額と第１項第２号アによる額との合計額を下回る場合

⑵　天然生林については、現在から伐期までの純収益の前価合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額を下回る場合

４　前項の場合においては、第１項第２号ア又はイによる額を補償するものとする。ただし、伐期における当該立木の価格から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

５　第３項の場合であって、かつ、第18条第２項第３号に定める場合に該当するときは、第１項第２号アによる額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもって補償するものとする。ただし、当該立木の現在価格から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

第39条中「あつて」を「あって」に改め、同条を第41条とする。

第38条第１項中「建物等を移転する場合において、移転先の選定に要する費用」を「建物等を移転する場合又は従来の利用目的に供するために必要と認められる代替の土地等（以下「代替地等」という。）を取得し、若しくは使用する場合において、移転先又は代替地等の選定に要する費用」に、「広告費」を「転居通知費」に改め、同条第２項中「が就業できないときは、第45条、第48条及び第52条」を「又は当該代替地等を必要とする者が就業できないときは、第48条、第51条及び第55条」に改め、第４章第１節中同条を第40条とする。

第37条を第39条とし、第36条を第38条とする。

第35条第１項中「著しく」を削り、同条第２項中「著しく」及び「（賃借料相当額の２年分以内）」を削り、同条を第37条とする。

第34条を第36条とする。

第33条第１項中「取得又は」を「取得若しくは」に、「通常仮住居の使用に要する費用」を「仮住居を新たに確保し、かつ、使用するのに通常要する費用」に改め、同条を第35条とする。

第32条中「第29条」を「第30条第１項」に改め、同条を第34条とする。

第31条中「第29条」を「第30条」に改め、同条を第33条とする。

第30条中「よつて」を「よって」に改め、同条を第31条とし、同条の次に次の１条を加える。

（区分所有建物の取得等）

**第32条**　建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の適用のある建物（以下この条において「区分所有建物」という。）で移転が困難であるものがあるときは、当該区分所有建物の区分所有者の請求により、これに係る区分所有権、共用部分の共有持分及び敷地利用権（次項において「区分所有権等」という。）を取得することができるものとする。

２　前項の規定により区分所有権等を取得する場合における区分所有建物が所在する画地の正常な取引価格については、第８条第２項の規定にかかわらず、当該区分所有建物があるものとしての当該画地の正常な取引価格によるものとし、敷地利用権たる所有権以外の権利の正常な取引価格の算定については、第２章第２節の規定による土地に関する所有権以外の権利の消滅に関する補償の算定の例によるものとする。

３　区分所有権の全部を取得する場合においては、規約により区分所有建物の敷地とされているすべての土地に係る敷地利用権を取得するものとする。

第29条第１項中「第31条まで」を「第33条まで及び第46条」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第２項中「建築基準法」の次に「（昭和25年法律第201号）」を加え、同項に次のただし書を加え、同条を第30条とする。

ただし、法令の規定に基づき改善を必要とする時期以前に当該既設の施設の改善を行うこととなったときは、それにより通常生ずる損失を補償するものとする。

第28条中「もつて」を「もって」に改め、第３章中同条を第29条とする。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の１条を加える。

（土地の使用に代わる取得）

**第27条**　土地を使用しようとする場合（空間又は地下を使用しようとする場合で、土地の通常の用法を妨げないときを除く。）において、土地所有者から土地の取得を請求され、次の各号のいずれかに該当し、かつ、やむを得ないものであると認められるときは、当該土地を取得することができるものとする。

⑴　土地の使用が３年以上にわたるとき。

⑵　土地の所有者が所有し自ら使用している建物が使用しようとする土地にある場合において、当該所有者が仮住居若しくは仮営業所において生活若しくは営業をすること又は使用終了後に使用対象地において生活若しくは営業をすることが困難である事情が存すると認められるとき。

２　土地を使用しようとする場合において、第25条の規定により算定した補償額及びこれに伴い通常生ずる損失の補償額（第63条の規定により算定した補償額を含む。）の合計額が当該土地を取得した場合の価額及びこれに伴い通常生ずる損失の補償額の合計額を超えるときは、当該土地を取得することができるものとする。

附　則

この訓令は、平成20年３月25日から施行する。ただし、第18条に２項を加える改正規定、第40条に３項を加える改正規定及び第41条に３項を加える改正規定は、平成20年４月１日から施行する。

## 病院事業局事項

**沖縄県病院事業局管理規程第４号**

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年３月25日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長　　知　　念　　清

**沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第10病院（精和病院を除く。）の項中「薬剤師」の次に「、栄養士」を加える。

附　則

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

## 公安委員会事項

**沖縄県公安委員会告示第32号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第４項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号）第６条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第９条第１項の規定により公示する。

平成20年３月25日

沖縄県公安委員会

| 遊技機の種類 | 型　式　名 | 型式試験番号 | 製　造　業　者 | 検定番号 |
|---|---|---|---|---|
| ぱちんこ | ＣＲぱちんこ冬のソナタ２ＭＹ６３ＴＦ２ | 8P014900 | 愛知県名古屋市中区錦３丁目24番４号　京楽産業．株式会社 | 8P0149 |
| ぱちんこ | ＣＲＡフィーバー創聖のアクエリオンＹＦ－Ｔ | 8P003700 | 群馬県桐生市境野町６丁目460番地　株式会社三共 | 8P0037 |
| ぱちんこ | ＣＲ銀河鉄道９９９Ｓ | 8P010900 | 愛知県名古屋市中村区長戸井町３丁目12番地　豊丸産業株式会社 | 8P0109 |
| ぱちんこ | ＣＲ鞍馬天狗ＦＰＨ | 8P007300 | 大阪府大阪市中央区内本町１丁目１番４号　株式会社藤商事 | 8P0073 |
| ぱちんこ | ＣＲ必勝銀閣寺物語 | 8P003500 | 大阪府大阪市中央区南船場２丁目９ | 8P0035 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ＬＭ | | 番14号　アビリット株式会社 | |
| ぱちんこ | ＣＲＡ必勝銀閣寺物語ＬＬ | 8P001800 | 大阪府大阪市中央区南船場２丁目９番14号　アビリット株式会社 | 8P0018 |
| 回胴 | イルカ夫人 | 8S007000 | 大阪府大阪市中央区南船場２丁目９番14号　アビリット株式会社 | 8S0070 |
| 回胴 | 特命係長只野仁Ｓ | 7S131800 | 愛知県名古屋市中村区烏森町３丁目56番地　株式会社ニューギン | 7S1318 |
| 回胴 | ＣＰチュラバナＹ | 7S125900 | 愛知県名古屋市中村区烏森町３丁目56番地　株式会社ニューギン | 7S1259 |
| 回胴 | 熱血硬派くにおくん | 7S128500 | 愛知県名古屋市西区見寄町125番地　タイヨーエレック株式会社 | 7S1285 |
| 回胴 | トロピカセブンＳ－３０ | 8S004200 | 東京都江東区清澄３丁目４番11号　株式会社パラジェーピー | 8S0042 |
| 回胴 | ツインモンキーＲ | 7S130600 | 大阪府堺市堺区浅香山町３丁９番12号　株式会社ニュー・モンキー | 7S1306 |
| 回胴 | ニューダイナマイトキッズ | 7S120700 | 広島県広島市南区仁保３丁目４番２号　株式会社マツヤ商会 | 7S1207 |

## 海区漁業調整委員会事項

**沖縄海区漁業調整委員会指示20第１号**

沖縄海区における浮魚礁（中層浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成20年３月25日

沖縄海区漁業調整委員会
会長　　桃　　原　　仁　　一

第１　自主調整協議会の設置

１　沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るために、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

| 関係地区 | 協議会の名称 |
|---|---|
| 沖縄本島北西地区 | 第１ブロック浮魚礁自主調整協議会 |
| 沖縄本島南西地区 | 第２ブロック浮魚礁自主調整協議会 |
| 沖縄本島東地区 | 第３ブロック浮魚礁自主調整協議会 |
| 先島地区 | 第４ブロック浮魚礁自主調整協議会 |
| 大東諸島地区 | 第５ブロック浮魚礁自主調整協議会 |

２　委員会は、浮魚礁自主調整協議会加入団体等名簿（第１号様式）を備える。

第２　協議会への加入資格

協議会へは、沖縄県及び沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）のすべてを満たしている団体でなければ加入することができない。

⑴　法人格をもつ団体であること。

⑵　20以上の事業者又は個人により組織され、その構成人員が明確であり特定できる団体であること。

⑶　団体の構成員の出資金額や口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規定により民主的運営が確保されていること。

⑷　事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、その事業の目的を達成することが著しく困難な団体ではないこと。

⑸　法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会等の民主的な運営を妨げ若しくはそのおそれがある団体ではないこと。

第３　協議会への加入資格の確認等

１　協議会へ加入しようとする団体の代表者は、加入資格確認申請書（第２号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。

⑴　法人格をもつ団体であることを証する書類

⑵　事業者の構成人員を明らかにする名簿等

⑶　組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類

⑷　前各号に掲げるもののほか、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類

２　委員会は、前項の確認のために、協議会等へ意見を聞くことがある。

３　協議会へ加入した団体が、加入した後に加入資格のいずれかを欠くことになったときは、委員会は、資格確認を取り消す。

第４　敷設の承認等

１　浮魚礁を敷設しようとする団体は、敷設する浮魚礁ごとに、浮魚礁敷設承認申請書（第３号様式）に、世界測地系による緯度及び経度を記載した位置図（以下「位置図」という。）並びに浮魚礁の構造を示す書類（以下「構造図」という。）を添付して委員会に提出し、敷設の承認を受けなければならない。ただし、既設の浮魚礁について再度承認を受ける場合は、位置図及び構造図の添付を省略できるものとする。

２　協議会で協議の整った場所以外の場所に新たに浮魚礁を敷設する場合は、当該場所に係る関係地区に設置された協議会で協議が整ったことを証明するため、浮魚礁敷設に関する協議書（第４号様式）を委員会へ提出しなければならない。

３　委員会は、１の項の承認をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第５号様式）を交付する。

４　１の項に違反して敷設されている浮魚礁については、これを利用してはならない。

第５　敷設承認の対象団体

第４の１の項による委員会の承認（以下「敷設承認」という。）を受けることができる者は、協議会に加入している団体であって、協議会が設置されている関係地区の区域で、浮魚礁の敷設実績がある団体全員（沖縄県を除く。）との協議を整えた団体とする。

第６　承認の制限、条件等

１　委員会は、浮魚礁の敷設にあっては、県が敷設するものを除き200基を限度に敷設承認を行う。

２　委員会は、船舶の航行安全、漁業調整等に支障をきたすおそれがあるときは、敷設承認をせず、又は制限若しくは条件を付すことがある。

３　敷設承認を受けて浮魚礁を敷設する団体（以下「敷設予定団体」という。）は、浮魚礁（中層浮魚礁を除く。）に昼間にあっては漁具の標識を夜間にあっては電灯その他の照明による漁具の標識を取付け、浮魚礁本体に敷設団体名及び承認番号を記載しなければならない。

４　敷設予定団体が浮魚礁を敷設するときは、あらかじめ海上作業届（第６号様式）を所管の海上保安本部、海上保安部又は海上保安署へ提出しなければならない。

５　敷設予定団体が浮魚礁を敷設したときは、速やかに浮魚礁敷設届（第７号様式）を委員会へ提出しなければならない。

６　敷設承認を受けて浮魚礁を敷設した団体（以下「敷設団体」という。）は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第８号様式）を委員会及び所管の海上保安本部、海上保安部又は海上保安署へ提出しなければならない。

第７　浮魚礁の管理等

１　沖縄海区漁業調整委員会指示19第１号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁については、平成20年４月30日までに浮魚礁敷設承認申請書を用いて委員会に提出し、再度承認を受けなければならない。

2　委員会は、敷設承認を受けた団体がこの規定に違反したとき又は承認の日若しくは流失判明の日から６ヶ月間以上浮魚礁を敷設しないときは、敷設承認を取り消すことができる。

3　敷設承認を受けた団体は、敷設承認を受けた後に敷設予定がなくなったもの及び敷設した浮魚礁が協議会で協議が整った位置から、緯度若しくは経度が２分を超えて移動したときは、浮魚礁敷設承認証返納届（第９号様式）を委員会へ提出しなければならない。

第８　浮魚礁の利用

1　敷設承認を受けて敷設した浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設団体との間で、利用に関する協定の締結又は協議を整えなければその操業をしてはならない。

2　敷設団体は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となる利用に関する協定の締結又は協議を整えてはならない。

3　利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。

4　１の項に定める利用に関する協定の締結又は協議を整えた際に、敷設団体がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合には、敷設団体は、承認旗等設定届（第10号様式）を委員会へ提出しなければならない。

第９　敷設承認期間の延長

沖縄海区漁業調整委員会指示19第１号の指示により承認を受けている浮魚礁の敷設承認期間を平成20年６月30日まで延長する。

第10　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成20年４月１日から平成21年３月31日までとする。

**第１号様式**（第１関係）

浮魚礁自主調整協議会加入団体等名簿

| 関係地区 | 協議会の名称 | 加入資格団体 | 敷設実績団体 |
|---|---|---|---|
| 沖縄本島北西地区 | 第１ブロック浮魚礁自主調整協議会 | | |
| 沖縄本島南西地区 | 第２ブロック浮魚礁自主調整協議会 | | |
| 沖縄本島東地区 | 第３ブロック浮魚礁自主調整協議会 | | |
| 先島地区 | 第４ブロック浮魚礁自主調整協議会 | | |
| 大東諸島地区 | 第５ブロック浮魚礁自主調整協議会 | | |

**第２号様式**（第３関係）

加入資格確認申請書

年　　月　　日

沖縄海区漁業調整委員会会長　殿

所在地
名称
（代表者氏名）　　印

下記のとおり第　ブロック自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示　第　号に基づき加入資格の確認を申請します。

記

1　法人の種類及び根拠法令：
2　構成人員の事業種類：
3　添　付　書　類：

添付書類

1　法人格をもつ団体であることを証する書類
2　事業者の構成人員を明らかにする名簿等

３　組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
４　添付書類の１から３までのほか、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類

**第３号様式**（第４関係）

浮魚礁敷設承認申請書

年　　月　　日

沖縄海区漁業調整委員会会長　殿

所在地
名称
（代表者氏名）　　印

下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示　第　号に基づき申請します。

記

１　承認を受けようとする浮魚礁の敷設位置：
２　自主調整協議会で協議が整った位置：
３　浮魚礁の種類：
４　浮魚礁の主な利用目的：
５　浮魚礁の敷設期間：
６　対象魚種：
７　対象魚種の採捕方法：
８　添付書類：

注　新規申請の場合は、世界測地系による緯度及び経度を記載した位置図、浮魚礁の構造を示す書類を添付すること。

**第４号様式**（第４関係）

浮魚礁敷設に関する協議書

年　　月　　日

沖縄海区漁業調整委員会会長　殿

第　ブロック浮魚礁自主調整協議会
所在地
名称
（代表者氏名）　　印

が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第　ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が整ったことに相違がないことを認めます。

記

| 番号 | 敷設位置（世界測地系） | 備考 |
|---|---|---|
| | 北緯　　東経 | |
| | 北緯　　東経 | |
| | 北緯　　東経 | |
| | 北緯　　東経 | |
| | 北緯　　東経 | |

**第５号様式**（第４関係）

承認番号　沖調Ｕ第　　号

浮魚礁敷設承認証

所在地
名称
（代表者氏名）

1　浮魚礁の敷設承認位置：
2　浮魚礁の敷設協議済位置：
3　承　認　期　間：　年　月　日から　　年　月　日まで
4　浮　魚　礁　の　種　類：
5　浮魚礁の主な利用目的：
6　浮　魚　礁　の　敷　設　期　間：
7　対　象　魚　種：
8　対象魚種の採捕方法：
9　制　限　及　び　条　件：

年　月　日

沖縄海区漁業調整委員会
会長　　印

**第６号様式**（第６関係）

海　上　作　業　届

年　月　日

殿

所在地
名称
（代表者氏名）　　印

次のとおり海上作業を行いますので、届け出ます。

1　承　認　番　号：
2　作　業　の　種　類：
3　作　業　の　期　間：　年　月　日から　　年　月　日まで
4　作　業　場　所：
5　実　施　内　容：
6　漁具標識の種類、方法：
7　安　全　対　策：

**第７号様式**（第６関係）

浮　魚　礁　敷　設　届

年　月　日

沖縄海区漁業調整委員会会長　殿

所在地
名称
（代表者氏名）　　印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

1　承認番号：　　号

2　承認年月日：　　年　　月　　日
3　敷設年月日：　　年　　月　　日
4　敷設位置：　北緯　　東経
（世界測地系）

**第８号様式**（第６関係）

浮魚礁流失届

年　　月　　日

沖縄海区漁業調整委員会会長　殿

所在地
名称
（代表者氏名）　　印

下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。

記

1　承認番号：　　号
2　承認年月日：　　年　　月　　日
3　流失確認年月日：　　年　　月　　日
4　敷設位置：北緯　　東経
（世界測地系）

**第９号様式**（第７関係）

浮魚礁敷設承認証返納届

年　　月　　日

沖縄海区漁業調整委員会会長　殿

所在地
名称
（代表者氏名）　　印

下記のとおり浮魚礁の敷設承認証を返納します。

記

| 承認番号 | 理由 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

**第10号様式**（第８関係）

承認旗等設定届

年　　月　　日

沖縄海区漁業調整委員会会長　殿

所在地
名称

（代表者氏名）　　印

記

1　承　認　番　号：　　号
2　承　認　年　月　日：　　年　　月　　日
3　敷　設　年　月　日：　　年　　月　　日
4　敷　設　位　置：北緯　　東経
（世界測地系）
5　承認旗等の様式：

注　承認旗等の様式を添付すること

発　行　所
沖　縄　県　総　務　部
総務私学課
電話番号 098－866－2074

印　刷　所　株式会社　国際印刷
〒901-0147　那覇市宮城１丁目13番９号
販　売　所　株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503
那覇市久茂地１丁目１番１号・デパートリウボウ内１Ｆ
購　読　料　１部１箇月 1,800円